

第19期

第18回

# 総会議事録

令和4年10月18日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和4年10月18日(火)
2. 開催場所 特別会議室、安積行政センター、三穂田行政センター
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 小林 亨  
 【農地調整係主任】 影山 葉子  
 【農業振興・農業法人係長】 永沼 宏介

【事務局次長】 齋藤 聡  
 【庶務係長】 佐々木 佐保里

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳沼 一幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 14時40分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

---

署名人

吉田 直衛

---

署名人

古川 弘作

---

事務局	<p>ただいまより、第18回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員、黒澤大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>秋の取入れも、ほとんどの方は終わったのかと思います。ここにきて良い天気が続いてますので、終わってない方はけがに気を付けて頑張ってください。</p> <p>本日もよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>5番 吉田 直衛 委員</p> <p>12番 古川 弘作 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の柳沼一幸主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>取り下げと資料の差し替えがあります。</p> <p>まず取り下げですが、議案書の3ページをお開きください。</p> <p>議案第2号の富久山3番が取り下げになりました。</p> <p>次に資料の差し替えですが、議案第5号別紙の資料2-3をお配りしたものに差し替え願います。</p>

議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1 番 1 件について付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>三穂田 1 番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は労力不足、農業開始です。</p> <p>10月 5 日に農業委員会会議室において、佐久間会長、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>貸人、借人はおじ、甥の関係から将来、おじの全面積を借人が耕作するとのことでした。</p> <p>7 日に現地調査をしました。稲刈りが終わっていてきれいに管理されていました。農機具は貸人から借り、作業は借人夫婦が行います。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので、許可相当と思われますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1 番 1 件について、</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1 番 1 件について許可と決めます。</p> <p>次に、2 番と 3 番の 2 件について、付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>逢瀬の 2 番と 3 番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人、使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は経営縮小、農業開始です。</p>

	<p>10月2日に現地調査を行いました。稲刈り作業は終了しており、適正に管理された水田でした。</p> <p>10月5日に農業委員会会議室において、佐久間会長、吉田職務代理人、事務局職員ともに事前審査会を行いました。</p> <p>受け人は会社を経営しながら、父の農業を25年前から手伝っており、取得後には妻とともに農作業に従事します。農機具は父から借ります。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので、許可相当と思われますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番と3番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の 2件について許可と決めます。</p> <p>次に、4番から6番までの 3件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>4番から6番までの 3件について、調査の結果を報告いたします。まず、4番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営継承です。</p> <p>受け人と妻、息子、母親が農作業に従事します。</p> <p>次に、5番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、6番との交換です。</p> <p>受け人と妻、息子夫婦が農作業に従事します。</p> <p>次に、6番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、5番との交換です。</p>

	<p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。藤田委員。</p>
藤田 稔 委員	<p>4番の申請の事由、相手方要望、経営継承になっていますが どなたの経営を継承するのですか。</p>
事務局	<p>経営継承ではなくて、規模拡大の方がふさわしいと思います。 失礼しました。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
藤田 稔 委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番から6番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番から6番までの 3件について 許可と決めます。</p> <p>次に、7番 1件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>田村7番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>10月5日に農業委員会会議室において、事前審査会を行いました。</p> <p>渡し人と受け人は、伯父、甥の関係です。</p> <p>渡し人は高齢であること、農業の後継者がいないことから 受け人である甥に事前に売買していました。</p> <p>受け人は肥料店を営業していますが、今回正式に農地を 取得するために農業開始になりました。申請地は適正に</p>

	管理されており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので、許可相当と思われますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	7番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、7番 1件について許可と決します。
	次に、8番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	8番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子夫婦が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、8番 1件について、許可と決します。
	次に、9番 1件について、付議いたします。

	<p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田 9 番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>10月 3 日に現地調査をし、話を聞いて来ました。</p> <p>この土地は受け人の住宅のすぐ隣の土地で、地目は畑です。</p> <p>取得後は野菜を作付けします。本人と妻が農作業に従事します。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>9 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、9 番 1 件について、 許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第 1 号を終わります。</p> <p>続いて、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1 番 1 件について付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>中央 1 番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、従業員用駐車場です。</p> <p>10月 6 日に現地確認及び渡し人、受け人から聴取りを行いました。</p> <p>農地区分は第 2 種農地と判断しました。周辺は宅地化が 進んでおり、受け人の社屋に隣接する農地に駐車場を 整備するものです。</p> <p>申請目的実現の確実性、周辺農地の営農への障害はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。  タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。  2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、  農地区分は、第2種農地2-1-(1)-オ-(ア)-a-(b)で  甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、  船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む。）  並びにこれらに掲げる施設に類する施設の  周囲にある公共施設至近距離農地です。</p> <p>通常は施設の周囲500m以内ですが、宅地の面積が  40%を超える場合、その割合が40%になるまで延長することができます。  申請地は大槻行政センターから1,000m以内の距離にあり  宅地の割合が52.0%ですので適用することができます。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、第2種農地の転用は  申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが  農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから  許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。  以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決めます。
	次に、2番 1件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	三穂田2番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、上下水道局発注工事に係る資材置場等設置の

ための一時転用です。農地区分は、農用地です。

下水道工事実施にあたり、資材置場及び現場事務所設置のための一時転用になりますが、申請地の西側は用水路、側溝を挟みまして道路、南側は用水路を挟んで宅地。東側は排水路を挟んで宅地、北側に水田があります。

西側については、用水路に鉄板を敷いて使用し、出入りします。雨水は自然浸透、汚水は仮設トイレの設置により発生しません。

工事完了後は、速やかに農地に復元するとの誓約書、残高証明書が添付されており、申請目的実現の確実性、周辺農地への影響など、問題ないと思われます。

申請地は約20年前より、無許可で資材置場として利用しておりましたが、地主本人も反省し一時転用終了後は農地として原状回復することになりますので顛末書も添付されております。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。  続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、 この適否についてお諮りいたします。 1番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	農用地利用集積計画については、所有権移転1件の申請があり 現地調査及び審査の結果、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると 認められますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について 承認と決します。 以上で、議案第3号を終わります。  続いて、議案第4号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。

	<p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
<p>岩崎 幸夫 委員</p>	<p>西田 1 番と 2 番について、調査の結果を報告いたします。  まず 1 番ですが、申請の事由は地目変更です。  10月 3 日に事務局職員 2 名と現地調査しました。  25年くらい前から原野化しており、現在は孟宗竹に覆われ  急傾斜地でもあり、農地への原状回復は困難と思われます。  次に 2 番ですが、同じく 10月 3 日に職員 2 名と現地調査しました。  この土地は平成 10 年頃から耕作放棄地として周りの山林と  一体化しています。  以上 2 件とも、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないと  判断しました。  ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>1 番と 2 番の 2 件について、  非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、1 番と 2 番の 2 件について、  非農地と決めます。   次に、3 番と 4 番の 2 件について付議いたします。  吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
<p>吉田 直衛 委員</p>	<p>中田 3 番と 4 番について、調査の結果を報告いたします。  所有者及び土地の表示は記載のとおりです。目的は地目変更です。  事務局と 10月 4 日に現地調査しました。  3 番の土地は、30年以上耕作しておらず杉山になっております。  次に 4 番の 202-1 と 205-1 は、20年以上耕作しておらず、  雑木林状態で 209-1 と 209-2 は竹林状態になっています。  3 番と 4 番、どちらも農地に復元することは困難であると  判断しました。  ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	3番と4番の2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番と4番の2件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第4号を終わります。  続いて、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る 意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	始めに、資料の差し替えについて申し上げます。 委員の皆さんに事前にお送りしていただきました資料 「議案第5号別紙」のうち資料2-3の航空写真につきまして 本日、お配りしたものに差し替えさせていただきます。 なお、タブレットのSideBooksに掲載した資料は、 差し替え内容を反映したものになっています。 議案第5号は、農業振興地域整備計画の変更について 郡山市長から意見を求められたのでお諮りするものです。 始めに農用区域からの除外について、議案第5号別紙の 資料1-1をご覧ください。 除外の内容ですが、(1)として公益性が特に高い事業の 実施に伴う除外、具体的には公衆用道路に供されている土地、 電気事業、電気通信事業に供する土地を農用区域から 除外するものです。所在地などの詳細は資料1-2のとおりで 合計14筆、657.02㎡です。 また、(2)として農業委員会において、現況が山林原野で あることを理由として非農地判断した農用地について 農用区域から除外するものです。所在地などの詳細は 資料1-3のとおりで、合計5筆、4,457㎡です。 次に農用区域への編入について、資料2-1をご覧ください。 編入の内容ですが、中山間地域等直接支払交付金の活用により 農地の適正な維持管理や農業生産活動の継続が見込める 農地について、農用区域に編入するものであります。

	<p>所在地などの詳細は資料2-2のとおりで、合計13筆、9,155㎡です。 資料2-3は航空写真となっています。 以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(意見交換を経て)</p>
議長	<p>ほかに、ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番と2番の 2件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から22番までの 22件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり、1番 1件について、 郡山市農業委員会規程 第17条第26号の規定により 受理をしたので報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>続いて、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による</p>

通知について」 次のとおり1番 1件について  
通知書の提出があったので報告する。  
報告第4号を終わります。

続いて、報告第5号「相続税の納税猶予に関する適格証明書に  
ついて」 次のとおり1番 1件について  
農地等の相続人より相続税の納税猶予に関する適格証明書の  
証明願いの提出があり、適当と認め証明書を交付したので報告する。  
報告第5号を終わります。

ただいまの 第1号から第5号までの報告について  
ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。

次に9月20日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を  
求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。

事務局

市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る  
農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、  
申し出があった各案件の概要を説明いたします。

お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の  
可否見込みについて及び資料をご覧ください。

8月締め切り分で、7件の申請がありました。  
1番から5番までが農業振興地域の除外の申し出、  
軽1番と軽2番が農業振興地域整備計画の軽微な  
変更申し出です。

田村1番の事業目的は事務所、資材置場及び駐車場です。  
申出者は事務所、普通自動車30台、トラック12台、  
重機10台と資材置場に使用するものです。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、  
農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも  
影響を与えないことから許可できると判断しています。

西田 2 番の事業目的は、一般住宅です。

申し出者は賃貸アパートに妻と子供の 3 人で住んでいますが手狭になったことから住宅を建てることにしました。

申請地は、いずれにも該当しない第 2 種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

西田 3 番の事業目的は、一般住宅です。

申し出者は現在、賃貸アパートに妻と住んでいますが手狭になったことから、住宅を建築することにしました。

申請地は 10ha 以上の規模の第 1 種農地ですが集落接続事業として許可できます。

西田 4 番の事業目的は、住宅です。

申し出者は現在、賃貸アパートに妻と住んでいますが手狭になったことから、住宅を建築することにしました。

申請地は、いずれにも該当しない第 2 種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

西田 5 番の事業目的は事務所、倉庫、資材置場及び駐車場です。

申出者は事務所と倉庫各 1 棟、駐車場 23 台と資材置場に使用するものです。

申請地は、いずれにも該当しない第 2 種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

中央軽 1 番の事業目的は牛舎です。

申出者は和牛の飼育をしています。子牛が増え飼育場所を確保するため、牛舎を建築するものです。

申請地は農用地ですが、農業用施設として許可要件があります。

日和田軽 2 番の事業目的は農業用倉庫と物置で追認案件です。

	<p>申請地は農用地ですが、200㎡未満の農業用施設のため農地法施行規則第29条第1号により許可不要です。</p> <p>以上で、今回の申請の概要説明といたします。</p>
議 長	次に古川 弘作委員から、審議の内容を報告願います。
古川 弘作 委員	<p>9月20日に特別委員会を開催しましたので、その審議の結果を報告いたします。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま説明ありましたとおり、7件の申請があり協議しました。</p> <p>特別委員会では、7件の申請のうち6件は記載のとおり許可基準を定め、1件については農地法施行規則により農地転用は不要である旨を市長に報告することに決し、既に報告しております。</p> <p>以上、特別委員会の報告とさせていただきます。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	<p>農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定とする旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。</p> <p>その他ございませんか。</p>
	(な し)
議 長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第18回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

## 第18回総会（令和4年10月18日開催）の概要

第3条 農地の異動は

9件で、田 22, 255㎡ 畑 2, 812㎡ でした。

第5条 農地の転用は

2件で、駐車場1件、一時転用1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。